

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年12月17日

【会社名】 藤田観光株式会社

【英訳名】 FUJITA KANKO INC.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 瀬川 章

【本店の所在の場所】 東京都文京区関口二丁目10番8号

【電話番号】 東京03(5981)7723

【事務連絡者氏名】 取締役 企画グループ長 伊勢 宜弘

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区関口二丁目10番8号

【電話番号】 東京03(5981)7723

【事務連絡者氏名】 取締役 企画グループ長 伊勢 宜弘

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
藤田観光株式会社 箱根小涌園
(神奈川県足柄下郡箱根町二ノ平1297)

1【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

平成27年12月17日

(2) 当該事象の内容

当社は、東京国税局による平成25年12月期から平成26年12月期までの課税年度における税務調査において、連結子会社に対する貸倒引当金などで指摘を受け、更正通知を受ける見込みとなりました。

税務当局からの指摘につきましては、見解の相違する部分もありますが、当局からの指摘を受け入れる予定であります。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、平成27年12月期において過年度法人税等を830百万円（過少申告加算税、延滞税含む）計上することいたしました。なお、金額は当社が現時点で試算した見積り計上額であります。

以上